

本人確認書類の画像アップロードに関して

犯罪収益移転防止法施行規則改正に基づき、本人確認書類が2点必要となります。
「お名前・現住所・生年月日」の記載がある有効な書類の画像をご提出ください。
お申込みの際にご記入(入力)いただいた内容と一致することを確認させていただきます。

※「お名前・現住所・生年月日」(補完書類は「お名前・現住所」)がわかる部分の画像をご提出ください。
※書類によっては発行機関印がわかる書類含め、複数の画像が必要となります。

運転免許証 または 運転経歴証明書の交付

交付を受けている方は
①および②～⑥のうちいずれか1点(合計2点)

交付を受けていない方は
②～⑥のうちいずれか2点

- ① 運転免許証または運転経歴証明書
(住所等変更されている場合は両面とも)
※国内で交付されたものに限りませす。
※運転経歴証明書は、2012年(平成24年)4月以降に交付されたものに限りませす。

- ② パスポート …… 「顔写真」と「所持人記入欄(住所)」の両ページとも
- ③ 在留カード・特別永住者証明書 …… 両面とも
- ④ 個人番号カード …… 表面のみ
(マイナンバーカード)
※個人番号(マイナンバー)の記載がある裏面は不要です。
※通知カードはお取り扱いできかねます。
- ⑤ 各種健康保険証 …… 現住所の記載が裏面にある場合は両面とも
※介護保険証以外の健康保険証は、「記号」・「番号」・「保険者番号」・「二次元コード(記載がある場合)」が見えないように紙で隠すなどし、写らないようにご注意ください。
- ⑥ 住民票の写し …… 発行日(6ヶ月以内)の記載があるもの
※個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、番号が見えないように塗りつぶす、または紙で隠すなどし、写らないようにご注意ください。

本人確認書類の住所が入会申込時にご記入(ご入力)いただいたご自宅住所と異なる方

入会申込時に申請いただいたご自宅住所が記載されている、ご本人さま名義の以下のいずれかの書類の画像もあわせてご提出ください。(6ヶ月以内に発行されたもの)

- ・1点の本人確認書類の住所が異なる場合 …… 下記書類のうち1点の画像
- ・2点の本人確認書類の住所が異なる場合 …… 下記書類のうち2点(異なる種類)の画像

- ・電気料金領収書
- ・ガス料金領収書
- ・水道料金領収書
- ・NHK受信料金領収書
- ・固定電話料金領収書
- ・社会保険料の領収書
- ・国税、地方税の領収書
- ・国税、地方税の納税証明書

※請求書・通知書は法令上認められておりませす。「領収書」か「証明書」をご提出ください。
※領収書は「領収印のあるもの」「口座振替済みの表示のあるもの」など、お支払いを証明できるものに限りませす。

本人確認書類は、法令上カード発行会社に保管の義務があるため返却できません。
また、不備等で使用できなかった書類は、廃棄させていただく場合がございますのでご了承ください。

ご参考

<犯罪収益移転防止法>とは

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がそのはく奪や被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定されたものです。